

和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）の資格審査その他必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加者に必要な資格は、次に掲げる要件に該当しない者とする。ただし、市長において特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後3年を経過していないもの
- (3) 前号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 引き続き2年以上当該事業の営業に従事していない者
- (5) 和歌山市に対し納付すべき市税、消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納していない者
- (6) 法第2条第3項に規定する建設業を営む者（以下「建設業者」という。）にあつては、法第3条に規定する許可を受けていないもの及び法第27条の2第1項の規定による経営事項審査を受けていないもの
- (7) 建設コンサルタント業務を営む者（以下「建設コンサルタント業者」という。）にあつては、営業に関し法律上必要とする許可又は登録を受けていないもの
- (8) 申請者又は申請者の役員等が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等である者
- (9) その他市長が必要と認める資格を有しないもの

(資格の基本事項の公示)

第3条 市長は、競争入札参加者に必要な資格及び申請の時期、方法等について公示によるほか、建設総務課掲示板に掲示するとともに本市ホームページにおいて掲載するものとする。

2 競争入札参加者の資格審査は、西暦奇数年に定期的に行う定期審査又は定期審査後に市長が必要と認める場合に行う追加審査において行うこととする。

(審査の申請)

第4条 競争入札参加者は、市長が定める期間内に、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、資格登録の承認を受けなければならない。

(競争入札に参加を希望できる業種の制限)

第4条の2 競争入札参加者が競争入札に参加を希望できる業種（以下「希望業種」という。）の数は、同一の競争入札参加者につき5とする。

2 前項の規定にかかわらず、競争入札参加者のうち、建設業者であつて和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有しているものの希望業種の数は、同一の競争入札参加者につき6とする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定により申請があつたときはこれを審査し、適当と認めるときは、建設コ

ンサルタント業者にあつては、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとし、建設業者にあつては、次に掲げる競争入札参加資格審査に係る総合点数（以下「総合点数」という。）を算出した後、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとする。

- (1) 和歌山県内に主たる営業所（本社・本店）を有している者で、希望業種を申請したものの希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値に別表1に定めるところにより算出する主観点数を加減して算出した点数とする。ただし、技術者数に係る主観点数については、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業又は当該工事業から細分化した工事種別以外の希望業種については加減を行わない。
- (2) 和歌山県以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者の希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値とする。

2 市長は、第8条の規定により変更の申請があつたときはこれを審査し、相当と認めるときは、これを登録するとともに前項の規定により作成した競争入札参加資格を有する名簿を変更するものとする。ただし、当該変更の申請にあつては、新たな総合点数の算出は行わないこととし、従前の総合点数を適用するものとする。

（登録書の発行）

第6条 市長は、前条の規定により登録された業者（以下「登録業者」という。）には、競争入札参加資格登録書（別記様式第1号。以下「登録書」という。）を発行するものとする。

2 登録業者が第8条の届出を提出した場合において、登録書の記載内容について再発行が必要であるものに対して登録書を発行するものとする。

（登録書の有効期間）

第7条 登録書の有効期間は、登録認定日から次の定期審査による登録認定日の前日までとする。ただし、登録業者が前条第2項の規定により登録書の再発行を受けた場合については、変更前の有効期限を適用する。

（登録の変更）

第8条 登録業者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、競争入札参加資格登録内容変更届に必要な書類を添えて、その都度速やかに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第9条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (2) 不正な手段又は虚偽の申請により競争入札参加資格を得たとき。
- (3) 市長が入札参加資格を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格を有する業者の名簿から当該者を抹消するものとする。

附 則

この基準は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成17・18年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成19・20年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成21・22年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成23・24年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成25・26年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 3 この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表2その1の改正規定は、平成29・30年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成31・32年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 ただし、令和3・4年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 ただし、令和5・6年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和6年12月1日から施行する。

2 ただし、令和7・8年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

別表 1 (第 5 条関係)

その 1

項 目	内 容	加算点
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係の免許を取得又は技能講習を修了している者を雇用している者 ※ 一つにつき 2 点 (上限 10 点)	2 点
暴力団等排除への取組	審査基準日の前日までの 2 か年に、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に規定する講習) を受講した者	10 点
災害時の応急対策業務への取組	審査基準日までに、和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者	30 点
	審査基準日までに、和歌山市と大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員	30 点
	審査基準日までに、和歌山県と災害時における応急対策業務に関する協定を締結した団体の会員 (ただし、和歌山市内の業務が含まれたものに限る。)	15 点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
災害時の応急対応への貢献	審査基準日の前日までの 2 か年に、和歌山市と締結した災害協定の要件に基づき応急対策業務を行った者	40 点
	審査基準日の前日までの 2 か年に、災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火) 時に、和歌山市内において国又は地方公共団体の依頼に基づき応急対策業務を行った者 ※ 一件につき 15 点 (上限 30 点)	15 点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
災害予防活動への取組	審査基準日の前日までの 2 か年に事業者として防災活動への協力又は地域を含めた防災活動を主催した者	15 点
環境配慮への取組	ISO9000 シリーズの認証取得をした者	10 点
	ISO14001 の認証取得をした者	10 点
	エコアクション 21 の認証取得をした者 ※ ISO14001 を取得している者は加点しない。	5 点
障害者雇用への取組	法定義務建設業者 (常用労働者数が 40.0 人以上) のうち法定数を超えて雇用している者 非法定義務建設業者の場合は、1 名以上雇用している者 ※ 障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条に規定する者をいう。	10 点
	法定義務建設業者のうち法定数の雇用をしている者	5 点
地元雇用への取組	建設業に従事する職員のうち和歌山市民を雇用している者で和歌山市民の雇用人数が 10 人以上の場合、30 点を加点する。 和歌山市民の雇用人数が 10 人未満の場合は、次の表により加点する。	
	雇 用 比 率	点数
	50%以上80%未満	10 点
	80%以上	30 点
※ (上限 30 点)		
地元業者の優先	和歌山市に主たる営業所 (本社・本店) を有する者	30 点

項目	内 容	加算点
優良工事表彰 受賞歴	審査基準日の属する年度の前5か年において、和歌山市優良建設工事表彰要綱（平成20年4月1日制定）に基づき受賞した者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）	15点
	審査基準日の属する年度の前5か年において、表彰の候補として選定したが選考の結果表彰を受けられなかった者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）	5点
	※（上限 40点）	
工事成績	<p>審査基準日の前日までの5か年において、和歌山市が発注した工事で当該業者が施工した業種別工事の工事成績評定点の平均点に応じ、次のとおり算出したものを加減する。ただし、審査基準日の前日までの工事实績がない場合は、平均成績評定点を65点とする。</p> <p>平均成績評定点が65点を超える場合 $(\text{業種別平均工事成績評定点} - 65) \times 3\text{点}$</p> <p>平均成績評定点が65点未満の場合 $(\text{業種別平均工事成績評定点} - 65) \times 2\text{点}$</p> <p>※（上限 100点、下限 -50点）</p>	
技術者数	<p>審査に際し提出された資格者等総括表に計上された技術者に対して、業種ごとに別表1その2のとおり加点する。</p> <p>ただし、一業種について一人の技術者が複数の資格を有している場合は、加点数の高いもののみとする。</p> <p>※（上限 70点）</p>	
指名停止	<p>審査基準日の前日までの2か年において、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日施行）及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けた者については、次のとおり加点する。</p> <p>ただし、複数回指名停止を受けた場合は、重複して加点する。</p>	
	指 名 停 止 期 間	点数
	3か月未満	-10点
	3か月以上6か月未満	-20点
	6か月以上	-30点
若年技術者の 確保	最新の経営事項審査において、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」についての加点が認められている者	10点
	最新の経営事項審査において、「新規若年技術職員の育成及び確保」についての加点が認められている者	10点
女性技術者の 確保	建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に該当する女性技術者を雇用している者	10点

年度

NO. _____

競争入札参加資格登録書

入札参加資格者名
住所

資格区分

業 種

総合点数

1

2

3

4

5

6

業 種	総合点数

登録認定日

有効期限

和歌山市長

印

- 注 1 この証は、和歌山市競争入札参加に際し必要となるので大切に保管すること。
2 この証を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。
3 本証を偽造する等の不正行為があった場合は、資格を取り消すものとする。